

急廻状きゆうかいじょう

ヲ以得御意候、然者今般異船到来ニ付、三浦表へ関東御取締かんとくおとりしまりしゅつやく 出役衆しゅつやくしゅう 中様御出役
被為在、御用先方神奈川領取締だいそつだい 大惣代野津田村名主又次郎殿・恩田村名主半兵衛殿兩人江被申
付御達書御渡有之、御銘々御村々へ巡村之上相達可申旨被仰渡候、若御用弁不宜者野子宅へ被
罷出、村々一円無洩行届候様取計呉候旨被申聞、右御達書左之通

一此度浦賀表へ異船滞船ニ付而者、最寄在中ざいちゆう 中之もの共夫役ぶやくニ罷出、右跡混雑ニ紛れ、悪党共在家ざいか
ニ可立廻茂難計、見掛り次第手配いたし候ニ付、先々差支無之様可取計候、以上

関東御取締 出役

（嘉永六年）

丑六月十三日

吉田僖平次御印

①史料本文に返り点を打ちなさい。25点

②史料本文を書き下し文にしなさい。35点

③史料を現代語に訳しなさい。40点

